

## 新型コロナウイルス感染症拡大への取組状況

### 1. 感染症等に関する情報発信

- 障害のある方への情報保障に関する庁内各課に対する側面支援（R2. 5～）【障害企画課】
  - ・市長記者会見の手話通訳付き動画の配信
  - ・特別定額給付金申請手続きに関する視覚・聴覚障害のある方への情報保障

### 2. 福祉施設等における感染防止対策の周知徹底

- 障害福祉サービス事業所に向けた市ホームページ等での情報提供（R2. 3～）【障害者支援課】
- 「入所施設・居住系サービス運営法人の皆さまへ」の作成、メール配信、HP掲載（R2. 4～）【障害者支援課】

### 3. 福祉施設等における衛生管理体制の強化

- 障害福祉サービス事業所における衛生物品購入費用への補助（R2. 3）【障害者支援課】
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業の活用（国補助 10/10）
  - ・1 か所あたり 10,000 円を上限に補助。（99 法人、計 1,996,300 円補助）
- 障害福祉サービス事業所へのマスク配付（R2. 3～）【障害者支援課】
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業の活用（R2. 6 予定）  
（大人用・子供用マスク：205,610枚：744事業所へ配布）
  - ・その他、国からの直納、市内の事業者からのマスク提供等を受け配布
- 障害福祉サービス事業所への消毒用エタノール配布（R2. 3～）【障害者支援課】
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業の活用（国補助 10/10、2/3）  
《3月》324 法人 計 3270 《4～6月》のべ 429 か所 計 1,2750
- 感染者が発生した場合の消毒業務委託【障害者支援課】
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業の活用（国 2/3、市 1/3）
- 医療的ケア児者への消毒用エタノール配布（R2. 3、4、5）【障害者支援課】
  - ・のべ 144 名、40 か所へ配布

### 4. 心のケア・自死予防相談窓口の設置

- 電話相談「はあとライン」「ナイトライン」等による新型コロナ感染症関連相談の実施、心のケアに関する啓発資料や相談窓口情報のホームページ掲載【精神保健福祉総合センター】
- 自殺予防推進のための相談体制の強化（R2. 10～）【障害者支援課】
  - ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う失業や休業等による生活苦等からの自死を未然に防止するため、既存の相談体制を強化するもの。  
対面相談事業：10月～3月実施予定 SNS相談事業：10月以降実施予定

## 5. 障害者の在宅就労等支援

○就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業（R2.3～）【障害企画課】

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業の活用
- ・在宅就労に必要なタブレット端末やソフトウェア等の購入、保守・サポート・セキュリティ対策、導入設定・研修等の必要経費への補助

① 13か所、計4,960,351円（国10/10）（R2.3）

② 予算額15,000千円（国1/2、市1/2）（R2.5臨時会）

## 6. 福祉サービスの継続支援

○障害福祉サービス施設・事業所等職員への慰労金支給【国】

- ・感染症発生または濃厚接触者に対応した施設・事業所職員（20万円）
- ・上記以外の施設・事業所職員（5万円）

○就労継続支援事業所の生産活動支援【障害企画課】

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業の活用（国補助10/10）
- ・障害者施設の自主製品の販売等、生産活動の減収に対する固定経費等の補助（6月追加補正）

○特別支援学校等臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業【障害者支援課】

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業の活用
- ・学校休業に伴い放課後等デイサービスの新規利用や利用回数・時間等の増加により負担増となった利用者負担金に係る事業所を対象にした補助。R2.3月分交付予定、45事業所。

○障害者支援施設等へのロボット等導入支援【障害者支援課】

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業の活用（国補助10/10）
- ・障害者支援施設等が感染拡大防止・介護負担軽減・労働環境改善・生産性向上等のために介護用ロボットを導入する際の補助

○総社市との連携による障害福祉事業所でのマスク作成・販売（R2.4～）

- ・岡山県産デニム生地によりマスクを作成（9事業所1,500枚）。

申し込み件数：1,870件 申し込み枚数：5,517枚（R2.5.18～22）

○ふれあい製品デリバリー（ふれデリ）の実施（R2.4～）

- ・販売機会が減少している「ふれあい製品」を庁内LAN掲示板で紹介し、注文された商品を各職場へ届けるもの。

## 7. 各制度等の臨時的取扱い

項目	臨時的取扱い
障害者支援区分認定等の臨時的取扱い	・障害者支援施設や病院等に入院等している者への対面による認定調査が困難な場合、有効期間を6か月延長。（R2.3.5）
	・入所・入院者以外についても、体面による認定調査が困難な場合、有効期間を6か月延長。（R2.4.17）
就労移行支援の標準利用期間終了後の支給決定の再更新	・3か月を超えての延長は本庁審査会へ
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当	・有期認定に係る診断書の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間に到来する受給資格者について、提出期限を1年間延長する。

身体障害者手帳	・令和2年3月1日から令和3年2月末日に再認定期限を迎える手帳所持者について、再認定期限を1年間延長する。
療育手帳	・再判定月を1年延長する対応は行わず、障害程度の確認を電話等での聞き取りにより行い、再判定を実施（等級変更等の可能性があり面接による再判定が必要な場合は、一年有期で判定し一年後に面接で再判定実施）
精神障害者保健福祉手帳	・令和2年3月1日から令和3年2月末日に有効期限を迎える手帳所持者について、申請書の提出をもって、診断書の提出を1年間猶予して有効期限を更新する。
自立支援医療（更生医療）	・令和2年3月1日から令和3年2月末日に有効期限を迎える受給者について、有効期限を1年間延長する。
自立支援医療（精神通院）	・令和2年3月1日から令和3年2月末日に有効期限を迎える受給者について、有効期限を1年間延長する。
指定難病医療費助成	・令和2年3月1日から令和3年2月末日に有効期限を迎える受給者について、有効期限を1年間延長する。
障害支援区分判定審査会の臨時的取扱い	・当面、書面又は電話での委員への聴き取りによる審査を可とする。
審査部会（身体障害者手帳）の臨時的取扱い	・書面による審査を実施（令和2年4～5月）